

長野県史料保存活用連絡協議会設立趣意書

謹啓 皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、昭和六二年に「公文書館法」が成立し、歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供することは、国および地方公共団体の責務であることが規定されました。公文書をはじめとする地域史料の保存・活用事業の推進に一層努めていくことが望まれています。

しかしながら、貴重な公文書が歴史資料の選別をなされないまま廃棄されているのも現実で、古文書の所蔵者の代替わりで史料が散逸したり、焼却されている例もあとを立ちません。

このような情勢のなかで、長野県内の歴史資料として重要な公文書・古文書などを将来に伝え、ともに情報交換を図り、保存技能や知識を高めていきたいということが緊要の課題となっています。すでに群馬・新潟・埼玉などの隣県では、かかる現状認識のもとに、「史料保存活用連絡協議会」を組織して、各種事業にあたっております。ついては、このたび左記のとおり長野県史料保存活用連絡協議会を組織して、貴重な歴史資料の保存等に早急に取り組むべきと考えております。この実現には市町村の理事者の皆様をはじめ、関係各位のご協力をお願いしなければなりません。本協議会の設立の趣旨をご理解いただき、ぜひとも賛同くださり、ともに、これら地域史料の保存・活用事業の推進にご尽力くださいますよう、お願い申し上げます。

謹白

平成二一年二月吉日

長野県史料保存活用連絡協議会設立準備会

世話人代表 市川健夫

各位

記

一 目的

公文書館法の趣旨に基づき、県及び県内市町村が保管している公文書等及び地域の古文書・記録類を歴史資料として保存活用することに関して、会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を通じて史料の保存の技術・知識の向上を図ることを目的とする。

二 主な事業

- (1) 講演会の開催
- (2) 公文書及び古文書の保存活用に関する研修会・講習会及び調査研究
- (3) 会報等の発行による情報交換

三 会員

- (1) 長野県及び県内市町村の公文書等の保存や管理を担当する部課・機関
文書主管課、教育委員会の文化財係、博物館・郷土館・資料館、
図書館、自治体誌編さん室等
- (2) 長野県内私設の博物館・図書館等、社史編さん室、歴史研究団体等
- (3) 古文書等の保存等に熱意があり、入会を希望する個人

四 会費(年)

- (1) 機関会員 三〇〇〇円
- (2) 個人会員 一〇〇〇円

五 問い合わせ先 千三八七―〇〇〇七 更埴市屋代清水二六〇―六

長野県立歴史館文献史料課内

長野県史料保存活用連絡協議会設立準備会事務局

電話(〇二六)二七四―二〇〇〇(内線二二三)